

## 認定こども園事業者選定方法（案）

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、芦屋市長が事業者を決定します。

### 1 第1次審査

選定委員会において、書類審査及び面接を行い、両者の総合的な評価により、第2次審査に進む法人を決定します。「法人の状況」、「園の組織・体制」及び「園の運営」について評価を行い、各選定項目において5割以上を獲得し、かつ、全体の得点が7割以上の事業所について、第2次審査に進む事業者を上位から最大2法人選定します。

#### (1) 書類審査

##### ア 法人の状況

基本理念や応募の動機、法人の経営状況、監査の状況等について審査します。

##### イ 園の組織・体制

全体計画、収支計画、保育教諭等の配置、人材育成、安全対策等について審査します。

##### ウ 園の運営

教育・保育計画、支援を要する子どもへの配慮、食育等への取組、地域との連携、保護者に対する支援等について審査します。

#### (2) 法人面接

上記(1)に掲げる「法人の状況」、「園の組織・体制」及び「園の運営」について、法人の理事長・園長予定者・主幹保育教諭予定者・会計担当者等の法人の代表者として責任をもって対応できる方を対象に面接を実施します。設置運営に向けた熱意や幼児教育・社会福祉の見識、また、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、職員の資質向上についての考えを理解し具体的な提案があるか等について直接聞き取りを行い審査します。

### 2 第2次審査（実地調査）

選定委員会において、第1次審査を通過した法人の運営施設において実地調査を行い、その得点により、事業者を決定します。各選定項目において5割以上を獲得し、かつ、第2次審査の得点が7割以上となった法人の中から、事業者として最も適切な法人を選定します。